

新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料補助金 募集要領

1. 新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け地域経済が危機的状況にあることから、特に影響が大きい飲食店関係の事業者に対し緊急的に支援を行うものです。

2. 事業の目的について

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により様々な注意喚起がされており、市内においては3月から大規模から小規模の会合等外出活動の自粛がなされ、飲食店関係の事業者が大きな影響を受けています。また、4月には市内において感染者が発生したため、感染拡大を防ぐため店舗への集客を行わず休業する事業者に対して支援を行うことで、影響を最小限に抑えることを目的とします。

3. 事業の内容について

不動産を賃借して事業を行っている飲食サービス業の事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少し、かつ休業等の対応を行う事業者に対し賃料の支援を行います。（店舗への集客は行わないが、消費者動向に沿ったテイクアウトや宅配サービス等の事業を行う方も対象とします）

4. 補助対象者について

緊急的に支援が必要な飲食業を営む個人事業主、中小企業者を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているとともに、感染拡大を防ぐため店舗の休業を行う方とします。

※次にあげる内容すべてに該当すること

- 飲食業を主たる事業として営む個人事業主、常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者（日本標準産業分類に基づく飲食店）
- 不動産を賃借し、これを店舗として飲食業を営む方
- 市内で飲食店を営む方（市外に住所を有する方も可）又は市内に住所を有する方で市外において飲食店を営む方
- 4月～6月の間に休業を開始又はそれ以前より休業していて、4月1日以後の休業が述べ1カ月以上となった方又はなる予定の方（2分割まで可）
（休業には、店舗へ集客は行わずテイクアウト・宅配サービスのみ行う場合を含む）
- 令和2年3月又は4月の売上げがそれぞれ前年同月売上げより5割以上減少した方
（事業期間が一年未満の場合は令和2年2月の売上げと比較して5割以上減少した方）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定の性風俗関連特殊営業及び第35条の2に規定の特定性風俗物品販売等営業、暴力団員等でないこと

※追記（事業期間が一年未満の場合で2月売上げとの比較ができない場合）

4月より対象

5月より対象

※季節営業等で2月に休業していた場合は、休業前営業月との比較で5割以上減少した方
 ※事業開始が令和2年3月以降の場合は、3月の売上げの1日平均を算出し、月の営業日数を乗じた3月売上想定額と4月売上げの比較で5割以上減少した方
 ※事業開始が令和2年4月以降の場合は、4月15日以前に休業を開始した方

※事業開始が令和2年4月以降で、休業を開始する日が4月16日以降の場合は、5月1日以降の休業が連続30日以上継続する方

5. 補助対象経費について

補助対象経費は不動産賃貸借契約に基づく4月分～6月分の賃料とします。ただし駐車場や共益費は対象外とします。

- ・4月～6月において1カ月以上の休業を行う場合、開始月の賃料を対象とします。
- ・翌月に引続き1カ月以上の休業を行う場合、その月の賃料も対象とし、最長で6月分賃料までとします。
- ・休業の期間については申請書に記載し、誓約書にて誓約していただきます。

補助金対象基準

補助金算定起算日

4月1日

例	休業期間	3月	4月	5月	6月	7月	算定期間	補助対象
1	3月25日～4月24日		× 24日間				4月1日～4月24日（24日間）	対象外
2	3月25日～4月30日		○ 30日間				4月1日～4月30日（30日間）	4月分
3	4月9日～5月8日		○ 30日間				4月9日～5月8日（30日間）	4月分
4	4月9日～5月31日		○ 30日間	× 23日間			4月9日～5月8日（30日間） 5月9日～5月31日（23日間）	4月分
5	4月9日～6月21日		○ 30日間	○ 10日間	○ 21日間		4月9日～5月8日（30日間） 5月9日～5月18日（10日間） 6月1日～6月21日（21日間）	4月分 5月分
			○ 30日間	○ 31日間	○ 30日間		4月9日～5月8日（30日間） 5月9日～6月8日（31日間） 6月9日～7月8日（30日間）	4月分 5月分 6月分
7	5月9日～6月8日			○ 31日間			5月9日～6月8日（31日間）	5月分

※休業には、店舗へ集客は行わずテイクアウト・宅配サービスのみ行う場合を含みます。

※補助対象となる休業は述べ1カ月以上とし、2分割まで可能とします。

※交付申請書の提出後に、休業予定期間を短縮、延長する場合は変更申請書の提出が必要です。

6. 補助金額について

- ・補助額 支払った賃料の全額（補助率10／10）
- ・補助上限 30万円（複数店舗事業者60万円）

※複数月の賃料が対象となるのは、引続き1月以上休業する方となります。

※1事業者の上限額となるので、複数月が対象になった場合でも上限額は変わりません。

7. 申請について

感染拡大を防ぐため、郵送にて申請をしてください。申請書等の様式は山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」より様式をダウンロードしてください。

事情によりダウンロードができない場合は山形市役所6F山形ブランド推進課カウンターへ印刷したものを設置します。

※多店舗展開している事業者は、全ての店舗分の提出が必要です。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 不動産賃貸契約書の写し
- (3) 令和2年3月又は4月の売上げ及び前年の3月又は4月の売上げがわかるものの写し（青色申告書、売上台帳等）
※事業開始が一年未満の場合は令和2年2月の売上げがわかるもの
※事業期間が一年未満の場合で2月売上げとの比較ができない場合は、4. 補助対象者について※追記の内容がわかるもの
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 申立書（様式第3号）

8. 交付までの流れについて

- ①申請書の内容を審査し、内容が適当と認められたら交付決定通知書により通知します。
- ②交付の決定を受けた者は、休業をした月の翌月10日までに、請求書兼報告書（様式第5号）に補助対象となる月の賃料の支払いが証明できるものの写し（振込明細書、領収書等）並びに振込口座の内容が印字されている部分の通帳の写しを添付のうえ、山形市ブランド推進課あて郵送にて提出してください。
- ③報告書の内容を審査し、内容が適当と認められたら交付額決定通知書にて通知するとともに、報告書に記載された口座へ交付します。

※複数月が対象の方は翌月に②から提出してください。

9. 休業予定期間の変更について

交付の決定を受けた後、休業期間を変更する場合、速やかに休業予定変更（中止）承認申請書を提出してください。

変更の内容によって交付対象者に該当しなくなった場合は、対象の既交付額の返還を求められる場合がありますのでご了承ください。

10. 申請内容と実施状況が違う場合について

申請した内容と実際の休業形態や期間が違う場合、交付決定を取り消し、既交付額の返還を求めますのでご了承ください。ただし、先に休業予定変更（中止）承認申請書を提出し承認されている場合はこの限りではありません。

●申請書送付先・お問い合わせ先
山形市役所6階 山形ブランド推進課 街なか・商業グループ
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL：023-641-1212（内線409・422）
FAX：023-624-8896
E-mail：brand@city.yamagata-yamagta.lg.jp